

原子炉主任技術者試験 法令問題の傾向

炉規制法	52	51	50	49	48	47	实用炉規則	52	51	50	49	48	47	内容
第2条		(4)					1条			(4)	(1)	(5)		定義
第11条の2						(6)	-							特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等
第12条の6					(2)		-							事業の廃止に伴う措置
第24条		(4)		(1)			-							許可の基準
第29条							3条							定期検査
-							4条	(2)				(5)		運転計画
第33条		(1)		(1)			-							許可取消
第34条					(5)		7条			(2),(3)	(1)	(1)		記録
第35条							7条の3	(5)		(5)	(4)		(1)	品質保証、保安活動
							7条の5			(6)			(1)	原子炉施設の定期的な評価
							8条			(4)		(3)		管理区域等の措置
							11条	(2)				(6)		保守管理
							11条の2	(2)	(6)				(1)	経年劣化に関する技術的な評価
							11条の3	(1)						初期消火活動
							12条	(5)	(1)			(6)	(4)	原子炉の運転
							13条				(5)	(5)		工場又は事業所での運搬
							15条				(6)	(5)	(3)	工場又は事業所での廃棄
	第37条						16条	(6)	(5)	(1)	(4)	(2),(4)		保安規定
第40条	(1)						19条					(5)		原子炉主任技術者
第41条	(1)						19条							原子炉主任技術者
第42条	(1)						19条							原子炉主任技術者
第43条	(1)						19条							原子炉主任技術者
第43条の2						(6)	19条の2							核物質防護規定
第43条の3						(6)	19条の3,4							核物質防護管理者
第43条の3の2					(2)		19条の6~16							廃止措置計画
第46条の7					(5)		-							指定の取消し
第61条の2							-							クリアランス制度
第62条の3							19条の17	(3)		(1)	(2)			事故故障等の報告
第64条					(5)		20条	(6)						危険時の措置
第66条の2					(5)		-							内部告発
第67条							24条						(5)	報告徴収
第68条							-							立入検査
第72条の2の2							-							環境大臣との関係
							告示589号	(2)						
							試験炉設工規則第24条	(4)						
							外運搬規則第4条	(4)						
原子力基本法第3条		(3)					内運搬技術的細目告示第4条	(5)						
							实用炉許容被ばく線量告示第2-8,11条			(2)	(3)	(3)		線量限度
							放射能濃度確認規則(経)					(1)		